# ● 介護保険料

40歳以上のすべての人が保険料を納めます。

## 第1号被保険者(65歳以上の人)

- 65歳以上の人の保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を もとに決まります。
- 下川町の平成30~令和2年度の「基準額」は次のように決まりました。

下川町の基準額

72,000円(年額)

6,000円(月額)

○ 「基準額」をもとに、所得などによって第1~9段階の保険料に分かれます。

○ 「基準領」をもとに、所得なとによって第一、9段階の保険料に力がれます。			
所得段階	対象となる人	保険料の 調整率	保険料
第1段階	世帯全員非課税・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の人 世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る 所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下 の人	基準額×0.3	月 1,800円
			年21,600円
第2段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る 所得を控除した額と課税年等用収入の合計が80~120万 円以下の人	基準額×0.5	月 3,000円
			年 36,000 円
第3段階	世帯全員非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る 所得を控除した額と課税年等用収入の合計が 120 万円超 の人	基準額×0.7	月 4,200円
			年 50,400 円
第4段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	月 5,400円
			年64,800円
第5段階	本人非課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が80万円超の人	基準額×1.0	月 6,000円
			年72,000円
第6段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が 120 万円未満の人	基準額×1.2	月 7,200円
			年86,400円
第7段階	本人が町民税課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金等収入の合計が 120 万円~200 万円未満の人	基準額×1.3	月 7,800円
			年93,600円
第8段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を 控除した額と課税年金等収入の合計が 200 万円〜300 万 円未満の人	基準額×1.5	月 9,000円
			年 108,000 円
第9段階	本人課税・前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を 控除した額と課税年金等収入の合計が300万円以上の人	基準額×1.7	月 10,200円
			年 122,400 円

<sup>※</sup>老齢福祉年金とは、明治 44 年(1911年) 4月1日以前に生まれた方、又は大正5年(1916年) 4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

<sup>※</sup>合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。2018 年 4 月以降は、さらに「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第 1~5 段階のみ)を控除した額となります。

## 保険料の納め方

#### 第1号被保険者(65歳以上の人)

納め方は受給している年金の額によって2通りに分かれます。

▶▶特別徴収••

## 年金が年額18万円以上の人は年金から天引きされます。

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に分けて天引きされます。
- 天引きの対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。 ※本来、年金から天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で収める場合があります。
  - ●年度途中で保険料が増額になった
- $\Box$

年金から天引き + 増額分を納付書で納めます

- ●年度途中で65歳になった
- ●年度途中で老齢年金・遺族年金・障害年 金の受給が始まった
- ●年度途中で他の市町村から転入した
- ●保険料が減額になった
- ●年金が一時差し止めとなった



社会保険庁から特別徴収の対象者として把握される月(4月・6月・8月・10月)のおおむね6か月後に年金から天引きになります。

それまでは、納付書で納めます

### • 普通徴収

# 年金が年額18万円未満の人は納付書で個別に納めます。

- 町から送付される納付書に基づいて、指定金融機関又は収納代理機関で納めます。
- 老齢年金を受給していない人、又は老齢福祉年金、寡婦年金を受給している人も含みます。

忙しい方、なかなか外出できない方は、

## 介護保険料の口座振替が便利です





手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意します。
- ②役場窓口または、取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ○取扱い金融機関
  - 北星信用金庫
  - 北はるか農業協同組合下川支所
  - ゆうちょ銀行
    - ※ゆうちょ銀行は、本人確認等が必要なため役場で手続きできません。 お近くの郵便局で手続きを行ってください

#### 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)

加入している医療保険によって保険料の決まり方、納め方が違います。

#### 保険料の決まり方

保険料の納め方

国民健康保険に 加入している方



所得や世帯にいる 40 歳~: 医療保険分と介護保険分を合 64 歳の介護保険対象者の人:わせて、国民健康保険税とし 数によって決まります。

て世帯主が納めます。

職場の健康保険に



方式に基づいて決まります。「与から差し引かれます。

健康保険組合、共済組合など、・医療保険分と介護保険分を合 加入している医療保険の算定:わせて、健康保険料として給

介(護(保)険料を滞納すると?

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割か2割または3割 ですが、特別な事情がないのに、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとら れます。

1年以上滞納すると・・・・・

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分(費用の9割・8 割または7割)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると・・・・・

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に 差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると・・・・・

介護サービスを利用するときに、利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費 が受けられなくなったりします。